

編入学者、転部者及び転籍者に係る単位認定の取扱

令和 2 年 3 月 12 日制定

令和 2 年 4 月 1 日施行

1 商学部への編入学者、転部者及び転籍者（以下「編入学者等」という）の単位認定数及び認定方法については、この取扱の定めるところによる。

2 単位認定数

- ① 3年次編入学者等の認定単位の上限は、70単位とする。
- ② 2年次編入学者等の認定単位の上限は、40単位とする。

3 認定方法

- ① 3年次編入学者等の認定方法については、次の(1), (2)の順に優先して適用する。
 - (1) 総合科目、外国語科目、スポーツ科目及び専門基礎科目の必修・選択必修科目に振替認定する。
 - (2) 専門教育科目の必修・選択必修・選択科目に振替認定する。
- ② 2年次編入学者等の認定方法については、次の(1), (2)の順に優先して適用する。
 - (1) 総合科目、外国語科目、スポーツ科目及び専門基礎科目の必修・選択必修科目に振替認定する。
 - (2) 専門教育科目の必修・選択必修・選択科目に振替認定する。

附 則

- 1 この取扱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この取扱は、2年次編入学者等の場合、令和3年4月1日以降の編入学者等に適用し、3年次編入学者等の場合、令和4年4月1日以降の編入学者等に適用する。
- 3 令和3年3月31日までの2年次編入学者等及び令和4年3月31日までの3年次編入学者等は、この取扱にかかわらず、なお従前の例による。